

## 新型コロナウイルス関連情報（9月4日現在）

1 喫連邦保健省によれば、4日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で280名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例が発生し、死亡事例の発生はなかった旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は28,647名（内死亡数：735名、治癒数：24,513名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：8,616名(+129)(内死亡211名、治癒6,584名)
- ・オーバーエーステライヒ州：4,827名(+35)(内死亡67名、治癒4,370名)
- ・チロル州：4,384名(+36)(内死亡108名、治癒4,047名)
- ・ニーダーエーステライヒ州：4,176名(+30)(内死亡109名、治癒3,746名)
- ・シュタイアーマルク州：2,608名(+18)(内死亡157名、治癒2,164名)
- ・ザルツブルク州：1,717名(+8)(内死亡39名、治癒1,494名)
- ・フォアアールベルク州：1,135名(+11)(内死亡20名、治癒1,045名)
- ・ケルンテン州：656名(+2)(内死亡13名、治癒610名)
- ・ブルゲンラント州：528名(+11)(内死亡11名、治癒453名)

2 4日、クルツ首相は4色信号機システム（緑、黄、オレンジ、赤）の開始について発表しました。発表内容の概要については以下のとおりです。

本日から4色信号機システムが開始される。今後少なくとも一週間ごとに更新される。本日時点での信号の色には黄色の市郡がある。ウィーン、リンツ、グラーツ、クフシュタインである。

信号の色は過去7日間の人口10万人あたりの感染状況、感染経路が判明しているかどうか、医療機関のキャパシティ、検査の実施状況の4つの観点から、それらが一時的なものなのか、長期的に影響が続くものなのか等も含めて総合的に判断される。

4色信号機システムが二度目のロックダウンを回避し、新型コロナウイルス対策をより良く実施していくことに貢献することを期待する。

(4色信号機システム特設サイト)

<https://corona-ampel.gv.at/karte/>

(当館注：Internet Explorer では地図が表示されないため、その他のブラウザで閲覧してください。)

### 3 4色信号機システムでそれぞれの色毎にとられる措置 (当地ORF報道)

(当館注：これらの措置の執行のための法整備が現在行われており、現時点では法的拘束力は持たないとのことです。)

#### (1) 緑色の場合

- ・他人との距離を1メートル以上維持する。マスクは、公共交通機関、食料品店、銀行、郵便局、医療・福祉施設に入る際に着用が必要。
- ・室内での指定席によるイベント（オペラ、演劇、スポーツ施設など）は最大5千人まで可能。指定席着席時以外では、マスクを着用。屋外では、訪問客は1万人まで可能。マスクは最低距離を維持できない場合にのみ着用。
- ・室内での指定席なしのイベントは200名まで可能で、マスクは常時着用必須。屋外については人数制限は同じだが、マスクは最低距離を維持できない場合にのみ義務付け。病院では、来訪者が病院内に入る際には他人との距離の維持及びマスク着用が必要。老人ホーム等にも同様の規定あり

#### (2) 黄色の場合

- ・緑色の場合に加えて、店舗（Betriebsstaetten）に入る際にマスクの着用が必要。
- ・行事の実施について、座席指定の屋内行事は2,500人まで、座席指定の屋外行事は5,000人までに制限される。屋内では常に、屋外では離席中はマスクを

着用しなければならない。座席指定がない場合は、屋内外ともに100名までに制限され、常にマスクを着用しなければならない。

- ・学校や保育所等の教育施設では、入り口では保護者やスタッフはマスクを着用しなければならない。また子供も含め全員が教室外ではマスクを着用することが義務付けられる。（体育や課外活動等は）可能な限り屋外で活動することを求められる。病院では、来訪者記録の作成とチェックポイントでのスクリーニングが必要。面会は予約制となる。

### （3）オレンジ色の場合

- ・全ての屋内の公共の場におけるマスク着用が必要（飲食店で食事のために着席しているときを除く）。営業可能時間を深夜0時までとする。屋外であっても最短距離を維持できない場合はマスク着用が必要となる。

- ・座席指定の行事は屋内では250名まで、屋外では500名までとなる。座席指定がない行事は屋内では25名まで、屋外では50名までとなる。マスクの着用が原則必要となる。

- ・学校や保育所等の教育施設では、スポーツは屋外でのみ実施可能となる。子供の送迎は保護者のみが可能となり、追加的な規定も課される。

- ・病院や老人ホーム等では面会が制限される。外来診察は、可能な限り遠隔医療（処方箋の電子送信等）で行われる。身体接触を伴うスポーツは、トップアスリート等の一部の例外を除き禁止。

### （4）赤色の場合

- ・最低限の距離を保てない場合は、私的空間でもマスク着用を推奨。冠婚葬祭などの例外を除き、行事は原則禁止。

- ・子供を幼稚園へ通わせないことが可能となる。学校の授業は遠隔に切り替わり、学校に滞在する場合は常にマスク着用が必要となる。

・職場ではホームオフィスが推奨される。顧客との接触は必要不可欠な分野（食品、薬局、ガソリンスタンド）に制限される。小売業、宿泊業、飲食業は閉鎖され、配達等のみが可能となる。

・病院や老人ホームでは一部の定められた例外を除き面会が禁止。診察は真に必要な場合に制限される。フィットネスセンターやスポーツ・レジャー施設等は閉鎖される。屋外での一人または同居人とのスポーツは可能。

（参考）信号機の色が黄色の際にとるべき主な措置（当館注：緑と比較して強化される措置を記載します。なお、これらの措置の執行のための法整備が現在行われており、現時点では法的拘束力は持たないとのことです。）

（ア）マスク着用

- ・飲食店を除く屋内の店舗内（9月11日から施行予定）
- ・飲食店においては、従業員のマスク着用（9月11日から施行予定）
- ・リスクグループに属する人々との接触時

（イ）屋内における座席指定のある行事（10月1日から施行予定）

- ・最大2,500人まで
- ・着席時も含む会場での訪問客・従業員のマスク着用

（ウ）屋内における座席のない行事（10月1日から施行予定）

- ・最大100人まで
- ・訪問客及び従業員のマスク着用

（エ）座席指定のある屋外の行事（10月1日から施行予定）

- ・最大5,000人まで
- ・従業員、及び観客も座席を立っている間はマスク着用

（オ）座席のない屋外の行事（10月1日から施行予定）

- ・最大100人まで
- ・訪問客及び従業員のマスク着用

（カ）職場

- ・就労開始時刻や休憩時間をずらす等の追加的措置をとる

- ・接触記録を作成することを推奨する

(キ) 託児所等

- ・入り口における親・保育士のマスク着用
- ・体を動かす際には屋外で行うようにする
- ・換気・清掃・部屋の使い方にかかるコンセプトが適用される

(ク) 小学校 (Volksschule) (9月7日から施行予定)

- ・教室外でのマスク着用
- ・学校外からの来客のマスク着用
- ・体育は基本的に屋外とし、体育館の使用は特定の条件下のみ (少人数・換気・接触の無い種目のみ)

- ・音楽の合唱は屋外で実施またはマスク着用

(ケ) 中等教育、特別支援学校等 (9月7日から施行予定)

- ・教室外でのマスク着用
- ・学校外からの来客のマスク着用
- ・体育は基本的に屋外とし、体育館の使用は特定の条件下のみ (少人数・換気・接触の無い種目のみ)

- ・音楽の合唱は屋外で実施またはマスク着用

- ・学級閉鎖等の場合にはホームスクーリングに移行する

(コ) 学校以外の青少年教育施設等

- ・最低限の間隔が保てない場合のマスク着用
- ・スポーツ等は屋外で行うようにする
- ・換気・清掃・部屋の使い方にかかるコンセプトが適用される
- ・屋内で実施していた活動も可能な限り屋外で実施する

(サ) 病院・リハビリセンター

- ・訪問者の接触記録の作成及びチェックポイントでの検査

(シ) 介護施設

- ・訪問者の接触記録の作成及びチェックポイントでの検査
- ・訪問者の手指消毒

(ス) その他リスクグループに属する人々が滞在する施設

- ・屋内における訪問者・スタッフ等のマスク着用

(セ) ホテル

- ・屋内の共同スペースにおける宿泊客のマスク着用

- ・接触記録作成の推奨

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

#### 【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月～金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>